



# 栃木県公報

平成29年  
3月27日(月)  
号外  
第9号

## 目次

### 規 則

- 栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則の制定..... 1
- 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正..... 22
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 22
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正..... 23
- 栃木県遺族生活援護資金貸付規則の廃止..... 23

### 議 会

- 栃木県議会会議規則の一部改正..... 23

## 規 則

### 栃木県規則第四号

栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。  
平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県准看護師修学資金貸与条例（平成二十九年栃木県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

**第二条** 条例第五条第一項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、准看護師修学資金貸与申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 誓約書（別記様式第二号）
- 二 推薦書（別記様式第三号）
- 三 身上調書（別記様式第四号）
- 四 条例第二条第二号に該当する者であることを証する書類

(保証人)

**第三条** 条例第五条第一項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営む成年の者一人とする。

2 条例第五条第三項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、保証人を変更するときは、保証人変更届（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

(貸与等の通知)

**第四条** 条例第五条第二項の規定による貸与契約の締結は、同条第一項の規定による申請をした者に通知することにより行うものとする。

2 知事は、条例第五条第一項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

**第五条** 修学資金（条例第一条に規定する修学資金をいう。以下同じ。）は、六箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただし、特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

2 借受者は、前項の規定により修学資金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期間内に、授業料・入学金納入届（別記様式第六号）に当該交付の対象となる月の分の授業料（養成所（条例第二条第一号に規定する養成所をいう。以下同じ。）の入学金に相当する額を加算して当該交付を受けようとする場合に

あつては、当該授業料及び当該入学金を養成所に納入したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(退学届等)

**第六条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 養成所を退学した場合 退学届(別記様式第七号)
- 二 養成所において、休学し、又は停学の処分を受けた場合 休学(停学)届(別記様式第八号)
- 三 養成所に復学した場合 復学届(別記様式第九号)
- 四 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更があつた場合 住所(氏名)変更届(別記様式第十号)

2 借受者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、准看護師修学資金貸与辞退届(別記様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

3 保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届(別記様式第十二号)にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等の通知)

**第七条** 知事は、条例第七条第一項の規定により貸与契約を解除したとき又は同条第二項の規定により修学資金の貸与を休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。同項の規定により修学資金の貸与の休止を受けた者が、復学したため、貸与を再開するときも、同様とする。

(借用証書)

**第八条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに准看護師修学資金借用証書(別記様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第七条第一項の規定により貸与契約を解除されたとき。
- 二 養成所を卒業したとき。

(返還の猶予の申請)

**第九条** 借受者は、条例第九条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、猶予の事由が発生した日から十日以内に、准看護師修学資金返還猶予申請書(別記様式第十四号)に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 条例第九条第一号に掲げる場合 養成所に在学していることを証する書類
- 二 条例第九条第二号に掲げる場合 准看護師試験に合格したことを証する書類
- 三 条例第九条第三号に掲げる場合 准看護師試験の受験に関する計画書
- 四 条例第九条第四号又は第五号に掲げる場合 同条第四号に規定する看護師養成施設(以下「看護師養成施設」という。)に入学したことを証する書類
- 五 条例第九条第六号に掲げる場合 同号に規定する保健師等養成施設等(以下「保健師等養成施設等」という。)に入学したことを証する書類
- 六 条例第九条第七号に掲げる場合 修学資金を返還することが困難であることを証する書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上修学資金の返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の免除の申請)

**第十条** 借受者は、条例第十条の規定により修学資金の返還の債務の全部の免除を受けようとするときは、准看護師修学資金返還免除申請書(別記様式第十五号)に、同条第一号又は第五号に掲げる場合にあつてはその事由を証する書類を、同条第二号、第三号又は第四号に掲げる場合にあつては就業証明書(別記様式第十六号)を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上修学資金の返還の債務の全部の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(書類の提出)

**第十一条** 知事は、修学資金の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、学業成績書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(在学養成施設等変更届等)

**第十二条** 条例第九条第四号、第五号又は第六号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 在学する看護師養成施設又は保健師等養成施設等(以下「在学養成施設等」という。)を変更した場合

在学養成施設等変更届(別記様式第十七号)

- 一 看護師養成施設又は保健師等養成施設等に在学しなくなった場合(前号に該当する場合を除く。)卒業等届(別記様式第十八号)

(書類の経由)

**第十三条** 養成所に在学している借受者がこの規則の規定による書類を提出するときは、当該養成所の長を経由しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



別記様式第2号(第2条関係)

誓 約 書

私は、栃木県准看護師修学資金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を尽くすとともに、栃木県准看護師修学資金貸与条例(以下「条例」という。)及び栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定を遵守することを誓約します。

なお、条例及び規則の規定に違反した場合には、貸与契約を解除されても異議ありません。

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)  
養成所名

住 所

氏 名

㊟

生年月日

年 月 日

私どもは、上記申請者の保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

(保証人)  
住 所

電話番号

職 業

申請者との関係

氏名(自署)

㊟

生年月日

年 月 日

(保証人)  
住 所

電話番号

職 業

申請者との関係

氏名(自署)

㊟

生年月日

年 月 日

別記様式第3号（第2条関係）

推 薦 書

学生の氏名

上記の者は、栃木県准看護師修学資金貸与条例第2条の規定に該当し、栃木県准看護師修学資金の貸与を受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

栃木県知事 様

養成所所在地

養成所名

養成所の長の氏名

㊞



別記様式第5号（第3条関係）

保証人変更届

年 月 日

栃木県知事 様

借受時の養成所名

住 所

電話番号

氏 名 ㊟

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

1 新保証人 氏 名

生年月日 年 月 日

住 所

電話番号

本人との関係

職 業

2 旧保証人 氏 名

3 変更の理由

-----  
連 帯 保 証 書

年 月 日

栃木県知事 様

新保証人住所

新保証人氏名（自署） ㊟

栃木県准看護師修学資金については、借受者

と連帯してその債務を負担します。

別記様式第6号(第5条関係)

授業料・入学金納入届

年 月 日

栃木県知事 様

養成所名

住 所

電話番号

氏 名

次のとおり授業料・入学金を納入したので届け出ます。

納入した授業料の額	円 ( 年 月から 年 月までの分)
納入した入学金の額	円 ( 年 月入学)

別記様式第7号（第6条関係）

退 学 届

年 月 日

栃木県知事 様

養成所名

住 所

電話番号

氏 名

㊟

次のとおり退学したので届け出ます。

1 退学年月日 年 月 日

2 理 由

3 既借受期間及び金額 年 月から 年 月まで

( ) 箇月分

合計 円借受け

-----  
上記のとおり退学したことを証明します。

年 月 日

養成所所在地

養成所名

養成所の長の氏名

㊟

別記様式第8号（第6条関係）

休学（停学）届

年 月 日

栃木県知事 様

養成所名

住 所

電話番号

氏 名

㊞

次のとおり休学した（停学の処分を受けた）ので届け出ます。

1 理 由

2 休学（停学）年月日 年 月 日

3 既借受期間及び金額 年 月から 年 月まで

（ ）箇月分

合計 円借受け

上記のとおり休学した（停学の処分を受けた）ことを証明します。

年 月 日

養成所所在地

養成所名

養成所の長の氏名

㊞

別記様式第9号（第6条関係）

復 学 届

年 月 日

栃木県知事 様

養成所名

住 所

電話番号

氏 名

㊞

次のとおり復学したので届け出ます。

- 1 復学年月日 年 月 日
- 2 貸与再開希望年月 年 月分から
- 3 既借受期間及び金額 年 月から 年 月まで  
 ( ) 箇月分  
 合計 円借受け

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

養成所所在地

養成所名

養成所の長の氏名

㊞

別記様式第10号 (第6条関係)

住所(氏名)変更届

年 月 日

栃木県知事 様

借受時の養成所名

住 所

電話番号

氏 名

㊞

次のとおり住所(氏名)を変更したので届け出ます。

1 変更のあった者の氏名

2 新 住 所

新 氏 名

3 旧 住 所

旧 氏 名

4 変 更 理 由

5 変 更 年 月 日

年 月 日

別記様式第11号 (第6条関係)

准看護師修学資金貸与辞退届

年 月 日

栃木県知事 様

養成所名

学 年

住 所

電話番号

氏 名

㊞

保証人住所

電話番号

氏 名

㊞

保証人住所

電話番号

氏 名

㊞

次のとおり栃木県准看護師修学資金の貸与を辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月分から

2 理 由

3 既借受期間及び金額 年 月から 年 月まで

( ) 箇月分

合計 円借受け

別記様式第12号（第6条関係）

死 亡 届

年 月 日

栃木県知事 様

保証人住所

電 話 番 号

保証人氏名

㊞

次のとおり借受者が死亡したので届け出ます。

1 借受者氏名

2 借受時の養成所名

3 既借受期間及び金額

年 月から 年 月まで

( ) 箇月分

合計

円借受け

4 死亡年月日

年 月 日

別記様式第13号 (第8条関係)

准看護師修学資金借用証書

収入印紙  
 貼 付

十 万 千 百 十 円  
 借用金額 金 

--	--	--	--	--	--

栃木県准看護師修学資金貸与条例に基づき、上記金額を借用しました。ついては、同条例第10条に規定する返還の債務の全部の免除に係る条件を具備しなかったときは、一括払の方法で返還いたします。

年 月 日

栃木県知事 様

決定番号	第 一 号	期 間	年 月から 年 月まで		
養成所名					
本 人	現住所		電 話 番 号		
	氏 名	⑩	生 年 月 日	年 月 日	
保 証 人	現住所		電 話 番 号		
	職 業		本人との関係		
	氏 名	⑩	生 年 月 日	年 月 日	
保 証 人	現住所		電 話 番 号		
	職 業		本人との関係		
	氏 名	⑩	生 年 月 日	年 月 日	

備考 保証人の欄は、保証人本人が自署すること。

別記様式第14号 (第9条関係)

准看護師修学資金返還猶予申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

電話番号

氏 名

印

栃木県准看護師修学資金貸与条例第9条の規定により、次のとおり栃木県准看護師修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

借受時の 養成所名		借受期間	年 月から 年 月まで
卒業年月日	年 月 日	借受金額	円
免許取得 年月日	年 月 日	免許番号 及び種類	(保・助・看・准看)
猶予申請 の内容	返還猶予申請額	円	申請する 返還猶予期間
	猶予申請の理由		
養成所卒業後 の状況	期 間	就業場所・在学学校等	
	年 月から 年 月まで		

別記様式第15号 (第10条関係)

准看護師修学資金返還免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

電話番号

氏 名

㊟

栃木県准看護師修学資金貸与条例第10条の規定により、次のとおり栃木県准看護師修学資金の返還の債務の全部の免除を受けたいので申請します。

借受時の 養成所名		借受期間	年 月から 年 月まで
卒業年月日	年 月 日	借受金額	円
免許取得 年 月 日	年 月 日	免許番号 及び種類	(保・助・看・准看)
免除申請 の内容	返還免除申請額	円	
	免除申請の理由		
養成所卒業後の 状況	期 間	就業場所・在学学校等	
	年 月から 年 月まで		

別記様式第16号（第10条関係）

就業証明書

年 月 日

栃木県知事 様

借受時の養成所名

住 所

電話番号

氏 名 ㊟

上記の者が、 年 月 日から において准看護師（保健師・助産師・看護師）の業務に従事したことを証明します。

（業務従事先）  
所在地

施設等の名称

電話番号

施設等の長の氏名 ㊟

別記様式第17号 (第12条関係)

在学養成施設等変更届

年 月 日

栃木県知事 様

借受時の養成所名

住 所

電話番号

氏 名

㊞

次のとおり在学養成施設等を変更したので届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 新在学養成施設等 所在地  
名 称  
電話番号

3 旧在学養成施設等 所在地  
名 称  
電話番号

別記様式第18号（第12条関係）

卒 業 等 届

年 月 日

栃木県知事 様

借受時の養成所名

住 所

電話番号

氏 名

印

年 月 日に 在学しなくなったので届け出ます。

栃木県規則第五号

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和六十一年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号（裏）、別記様式第十七号（裏）及び別記様式第十八号（裏）中「第22条に規定する母子産科センター」を「第22条第1項に規定する母子産科包括分娩センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(医療政策課)

栃木県規則第六号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(3)物性試験機器類の款パネル強度試験機の項を削り、同款ヒックコース硬さ試験機（ブリネル硬さ試験機、ロックウエル硬さ試験機及びシヨア硬さ試験機を含む。）の項の次に次のように加える。

疲労試験機	1 母型につき	3,110円
-------	---------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款二次元レーザデジタルタイプの項を削り、同款万能測長機の項の次に次のように加える。

非接触二次元デジタル	1 母型につき	1,430円
------------	---------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款表面粗さ測定機の項中「表面粗さ測尺機」を「表面粗さ測尺システム」に、「560円」を「2,790円」に改め、同部(5)電磁気特性測定機器類の款高低温型磁力測定装置及び磁気特性評価装置の項及び光電特性評価装置の項並びに同部(7)環境試験機器類の款環境試験装置の項を削り、同部(8)設計・デザイン支援機器類の款大判プリンタの項の次に次のように加える。

3DCAD/CAMシステム	1 母型につき	980円
3Dプリンタ	1 母型につき	1,350円

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(9)その他の款気密測定器の項、同表の2栃木県産業技術センター繊維技術支援センターの部(3)物性試験機器類の款耐水度試験機の項、同表の3栃木県産業技術センター県南技術支援センターの部(5)分析機器類の款蛍光X線分析装置の項並びに同表の4栃木県産業技術センター繊維物技術支援センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款及び同部(5)分析機器類の款目記分光光度計の項を削り、同款を同部(4)分析機器類の款とし、同部(6)設計・デザイン支援機器類の款を同部(5)設計・デザイン支援機器類の款とし、同表の5栃木県産業技術センター産業技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款セラローラーの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

**栃木県規則第七号**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成十五年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項第一号中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一〇〇kN型 二千四百五十円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同項第八号(2)口中「非接触式」の下に「(点合焦法)」を加え、同号(2)に次のように加える。

ハ 非接触式(干渉法)によるもの 三千八百四十円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 三次元デジタル計測

(1) 一試料につき一時間まで 五千四百四十円

(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに 五千二百円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 疲労試験

(1) 一試料につき一時間まで 一万二千九百円

(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに 四千三百七十円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第五項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、同表の栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表の部第三項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同部第五項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8 粒度分布測定装置による分析 三千七百円

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(工業振興課)

**栃木県規則第八号**

栃木県遺族生活援護資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県遺族生活援護資金貸付規則を廃止する規則**

栃木県遺族生活援護資金貸付規則（昭和二十七年栃木県規則第百七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)



**栃木県議会規則第一号**

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

栃木県議会議長 小林 幹 夫

**栃木県議会議規則の一部を改正する規則**

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「によつて速記する」を「その他議長が適当と認める方法によつて記録する」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

---